

第26回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年6月22日（火）18：30～20：05
開催場所 しゃきっとプラザ会議室（1）（2）
出席委員 土谷委員、菅野委員、小森委員、清野委員、三浦委員、宮田委員、大江委員、杉原委員、大原委員、高崎委員、遠国委員、小室委員、吉田委員、竹下委員
アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 第24・25回会議録（要旨）について 修正等あれば事務局まで連絡願う。

3 町民参加のたたき台（再修正版）について（協議）

＜起草部会委員から、たたき台の概要について説明＞

○町民参加のたたき台（再修正版）について

- ・ 前回の会議で提示した、たたき台（修正版）からの変更点を中心に説明する。
- ・ 「町民参加の基本」では、本文中では特段の変更はない。前々回の会議で、青少年や子どもの参加について、解説・考え方のところでは具体例を記載した方がよいのではないかというご指摘をいただいております、今回付け加えた。
- ・ 「町民参加の対象」の第1項第2号で、前回のたたき台では「町政に関する基本方針」となっていたが、町政という表現が議会のことも含んでしまう。ここでは行政のことを規定しようとしており、町政という表現は適切ではない、という指摘があったので、「政策に関する基本方針」という表現に変更した。
- ・ 次に、第1項3号と4号で規定する施設に関する規定である。
町の施設に関する規定については、前回の会議の議論も踏まえ、「公の施設」という表現はやめ、「町の施設」という表現に統一した。そして、施設の利用方法の決定に関する規定と、施設の新設、改良、廃止に関する規定の順序を入れ替えた。
「町の施設」には、役場庁舎や廃棄物処分場などにより、町が事務事業を執行する施設（公用施設）と、図書館、体育施設などの住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設（公の施設）の両方を含ませている。
従って、公用施設でも、広く町民が利用する場合には、その利用方法について町民参加の対象になる場合が出てくる。
ここに関する解説についても、このことを踏まえて、追加したり、前回の修正版の解説の順序を入れ替えた。
- ・ 次に、条文の第3項では、「分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの」の表現を、「その他金銭の徴収に関するもの」とした。また、これらお金に関することは、基本的には町民参加の対象とはしないが、その理由について、前回までの解説では、直接請求の対象にならないことを理由としていたが、こうした金銭徴収に関することは、町の財政の根幹に係わるものであることなどを記載して整理した。
- ・ 次に、第4項については、これは一番最初に提示したたたき台の文言に戻した形になっている。前回の会議では、参加を行わなかった場合の理由の公表について、2項で規定するうちの、2号の緊急に行わなければならないもののみを公表の対象としたが、全部の場合について理由を公表してはどうかという指摘もいただいた。
起草部会でも意見は分かれたが、結局、一番最初のたたき台の文言に戻した。今回のたたき台では、理由の回答の対象となる事項は、2項の1号から4号すべてが対象となるが、町民から理由を求められた場合のみ回答すれば良いことになる。この点については、改めて皆さんにご協議いただければと思う。
- ・ 次に、町民参加の方法の活用する数については、前回と変わらず1つ以上とした。
ただし、解説で、町民生活への影響が大きいものは複数の方法を用いるよう努めるべきことを付け加えた。

(委員)

「町民参加の対象」の第4項で「当該町民」とあるが、「当該」とは何を指すのか。

(起草部委員)

町民全体ではなく、町民参加を求めなかった理由の回答を求めた町民を指す。

起草部会でもいろいろ議論があった。前は緊急に行わなければならないもの(第2項の第2号)の場合にのみ町民参加を求めなかった理由を公表することとしていたが、今回は対象範囲を広げている。

(委員長)

「町民参加の対象」の第1項第7号「町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定」について、これに該当する施策かどうかは行政が判断することとなる。また、具体的にどのようなことが該当するのか記載されていないが、これについて何かご意見はないか。

(委員)

町民参加を求めなかったということは、第2号の第1項から第4項に該当するということ。詳細に具体例を記載する必要はないと思う。

(アドバイザー)

町が町民参加を求めないと判断をした案件や理由を広報やHPで公表しなければ、町民が知らないうちに処理される可能性がある。仮に、誤った判断で町民参加が行われなかった場合、それに町民が気づけばいいが、気づかなければそのまま終わってしまう。これは、参加する権利を制限することになり、権利を侵害していることになる。権利を保障する側が町民参加を求めない理由を述べるべきである。今回の説明を求めた人にだけに説明するパターンは最悪のパターン。

(起草部委員)

起草部会では、何でもかんでも理由を説明するのは大変だという理由と、住民は行政が住民参加を求めなかった理由等にも目をくばり、自分たちの意見を積極的に出すようにすることにより、住民自治にも積極的に関わることになってほしいとの理由から今回の条文とした。行政がお膳立てしたものを見るだけではなく、自分たちもきちんと見て参加するという意識付けが大切だと思う。

(アドバイザー)

行政情報がしっかり情報開示や説明責任がなされていなければ町民は知り得ない。参加する権利を保障しているのだから、そのための情報開示や説明責任が必要であり、行政が判断した理由も公表すべきだと思う。

(委員)

第1項の第6号「行政改革大綱及び実施計画の策定」は具体的に書かれている。第7号や第8号が恣意的になる可能性がある。

(アドバイザー)

詳細は規則等にかかれることになる。他市町村では、例えば、施設の新設する際の町民参加の対象を議会の議決が必要となる金額としている場合もある。

(委員)

起草部会で、町民の参加を推進する一方で、町民の自発的な行動を求めていくことを期待してこのような表現になったと思う。

(委員)

例えば、これまで無料だったパークゴルフ場の有料化は「町民の生活に大きな影響を及ぼす」ために町民参加の対象となるのか、「金銭の徴収」の一つとして対象外となるのか。

(事務局)

第3項は第1項の規定に係わらず金銭徴収は除いている。

(委員)

今までの負担が倍になる又は新たに徴収するといった場合も町民参加の対象外となるのであれば疑義が生じる。

(事務局)

これまでも新たに徴収する場合や、大幅に値上げするといった場合は、町民参加により意見を聞いている。今後も同様に意見を聞いて決めることとなる。第3項では主に定期的な使用料や手数料の見直しの場合などが該当する。

(ドバザ)

この部分は表現が分かりづらいと思う。

(委員)

いったん町民参加により決定された税金の賦課徴収を実行する際には町民参加を求めないというのであれば問題ないが、新たに賦課する場合や税率を上げる場合に町民参加を求めないのであれば問題だ。

(事務局)

第3項のかっこ書きにより、新たな税金を賦課する場合は町民参加することとなる。税率を決める場合に標準税率の範囲内であれば、第2項の第4号により法律により基準が決まっているものと判断し、町民参加の対象としない。金銭徴収を住民参加の対象としている他の自治体でも住民参加の対象とはしていない。

(委員)

それであれば、名古屋のように住民税を下げるとなった場合は町民参加の対象外となる。税率を改正するのであれば町民参加するべき。

(委員)

例えば、パークゴルフ場の料金について、パークゴルフをやる人は有料化には反対するだろうし、やらない人は料金を取るべきだと言うと思う。細かいことにまで町民参加しては、行政が進まなくなる。

(委員)

細部まで規定するとすると、相当範囲が広がる。

(委員)

表現が非常に難しい。

(ドバザ)

値下げは賛成、値上げは反対というのは当然のこと。しかし、値上げを検討するのはそれなりの理由がある。きちんと値上げを検討するに至った理由を町民に説明し、理解を得るべきであり、金銭徴収をタブー視する考えをとらない方がよいのではないか。具体的には、審議会で議論した後、パブリックコメントを実施するなど、広く町民の意見を求めるべきである。

(委員)

法律を作っている訳ではないのだから、あまり細かく、雁字搦めにする必要はない。

(委員)

賛成の人はあまり意見を言わない。意見を言う人は反対の人が多く、その意見だけを聞いて平等に意見を聞いたとは言えないと思う。

(起草部会委員)

町民参加を求めない理由をすべて公表するとすると、事務も膨大になるし、経費もかかる。ほどほどで良いのではないか。

(委員)

第3項が「標準税率の範囲内だから税率を上げるのに町民の意見は聞かない」と読み取れる内容であるのならば、大きな議論になる。

第3項の意味は、税金をAさんに賦課し、徴収することに対しては町民参加を求めないという程度ものだと思っている。そうであれば第3項を残してもいいが、そうでないのであれば第3項は無くしてもいいと思う。

(委員)

交付税の不交付団体であれば、住民税を下げてでも交付税に影響しないため、住民税を下げることも可能だと思うが、破綻しそうな町は住民が反対であっても住民税を上げなければならない。ケースバイケースであり、他の市町村が自治基本条例に規定しているからといって、必ずしも規定しなくても良いのではないか。また、第3項を削除し、柔軟性を持たせても良いと思う。

(委員)

第4項で意見を求められた方のみに回答するだけで良いのか。広報等で広く知らせるべきではないか。

(委員)

税金は必要だから取るもの。税金をかけることより、税金の使い道を議論する場に町民参加する方が大切だと思う。

(委員)

第3項の「第1項の規定にかかわらず」を削除してはどうか。それにより第3項で町税の賦課徴収については、基本的に町民参加を求めないが、第1項の第7号により町民の生活の大きな影響を及ぼす場合（例えば「住民税を半分にする」）は町税であっても町民参加の対象とできるのではないか。ケースバイケースで対応できると思う。

(委員)

自治基本条例が制定後、議会での議論の中で必ず町民参加により決めたことかどうかという議論になると思う。その時に自治基本条例で何に町民参加を求めるのか明確になっていないと、議論が紛糾してしまう。

(委員)

先ほど議論があったパークゴルフ場の有料化や住民税を半分にするといったような案件がでてきた場合に、第3項に該当するかどうかは判断を迷う。案件ごとに判断しなければならないのであれば、第3項は削除し、第4項の町民参加を求めない理由を求められたときの対応をしっかりとった方が良いと思う。町民参加を求めないと判断したのであれば、行政内部ではその理由は整理してあるはずである。

(委員長)

「町民参加の対象」に議論が集中しているが、それ以外の項目についてご意見はないか。

(委員)

「審議会等の運営」で審議会等の任期について記載されていない。同じようなメンバーが、いくつも掛け持ちで審議会等の委員をやっているケースが多い。

(事務局)

審議会によって、目的や役割が異なるため、自治基本条例で統一した任期を記載するのは難しい。細部はそれぞれの審議会等の要綱で定めている。

(委員)

明確に何年と記載する必要はないが、長い期間委員を努めるのを避けるような文言はいれておいた方が良いのではないか。

(起草部会委員)

起草部会で再度議論したい。

(事務局)

第4項は前回の町民会議の議論ではなく、起草部会からの提案であるが、町民参加を求めなかった理由を町民から求められた場合に回答するということで良いのか確認したい。

(委員)

前回の条文のように、すべて理由を公表するのではなく、今回の条文のように理由を求められた場合に回答することで良いと思う。ただし、当該町民だけではなく町民全体に公表するべきだと思う。

(委員長)

起草部会で再度検討願いたい。

(ドバザ)

他市町村の例では、「町民参加の対象」の第1項第2号の中で、カッコ書きで金銭徴収を除くと規定し、第3項のような金銭徴収についての条文の中で、別に定める場合を除くこととしている。規則で細部を規定している。金銭徴収への町民参加は、法令により内容が制約される場合があるが、税の新設や新たに使用料等を徴収する場合は審議会等で議論し、パブリックコメントにより広く町民の意見を聞くのが良いと思う。

4 中間報告に向けてのたたき台の整理

<情報共有について>

(事務局)

- ・「まちづくり」を「町政」とした。
- ・「別に定めるところにより」と記載しているが、法制的に問題がないか確認する。
- ・【解説・考え方】の議会の公開する会議を具体的に記載した。
- ・その他文言整理。
→出席委員、修正案を了承

<町民について>

(事務局)

- ・「町民の責務」「事業者の責務」を「町民の役割」「事業者の役割」とした。
- ・「まちづくり」という表現を変更した。
- ・【解説・考え方】の事業者の範囲に個人も含めた。
- ・その他文言整理。

→出席委員、修正案を了承

<協働・コミュニティについて>

(事務局)

- ・「まちづくり」という表現を変更した。
- ・【解説・考え方】の一部を【町民会議では】に移動した。
- ・その他文言整理。

(委員)

(協働)の第1項で「豊かなまちづくり」を「豊かな美幌町の自治」に変更しているが、「美幌町の自治」という言葉に「豊かな」はなじまないのではないかと。

(委員長)

この部分の表現は再度検討したい。

また、「自治」の用語の定義は必要ないのか。「まちづくり」は良いまちを創って行こうといったイメージがあるが、自治は町民にとっては分かりづらいと思う。

(委員)

「自治」か「まちづくり」かについては、この会議でも意見が分かれていた。

(事務局)

どちらかに決めないとまったく進まないため、「自治」でたたき台を作成している。今後、さらに議論して、やはり「まちづくり」が良いとなれば変更することもある。

(起草部会委員)

起草部会でも意見が分かれていることは、認識している。

(アドバイザー)

8月に予定している町民説明会では、委員の皆様が司会や受付を行ってほしい。町民の皆さんからたくさんの意見をいただくことにより、町民会議の案から町民全体の案になることができる。

(委員長)

町民説明会に向けてご協力をお願いしたい。

5 その他

骨格についての資料をお配りしている。現在は白老町と八雲町をベースに進めている。資料をご覧いただき、骨格についても検討していただきたい。

次回の会議は、7月8日(木)18:30からしゃきっとプラザ会議室(1)(2)で行う。